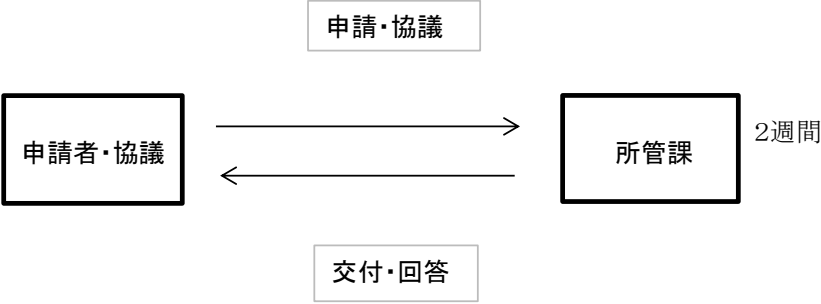


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	特殊車両の通行許可		
処 分 の 概 要	申請に基づいて許可書を交付する。また、申請に基づいた協議に対して回答する。		
根 拠 法 令 名	道路法(昭和27年法律第180号)		
条 項	第47条の2第1項		
所 管 課	道路河川管理課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		2週間	
標 準 処 理 期 間		計 2週間	
審 査 基 準	特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年12月1日建設省道交発第99号、道企発第57号)の別添特殊車両通行許可限度算定要領による。		
【根拠法令等】			
道路法			
第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。			
特殊車両通行許可限度算定要領について(S53道交発第99号、道企発第57号)			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。